新運輸第9号の2
平成29年4月10日

各 一般貸切旅客自動車運送事業者 殿

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長

「民間団体等による旅客自動車運送（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の適正化に関する事業の推進について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長より別添写し（平成29年4月4日付け 北新交旅第1号）のとおり通達があったので了知されたい。

受
新運輸
29.4.-6
第26号

北信交旅第１号
平成２９年４月４日

新潟運輸支局長　殿

自動車交通部長

「民間団体等による旅客自動車運送（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の適正化に関する事業の推進について」の一部改正について

標記について、自動車局旅客課長より別紙（平成２９年３月３１日付け国自旅第４２３号）のとおり通知があったので、了知されるとともに、関係事業者に対し周知願います。

交旅
第３号
29.4.-3
北陸信越運輸局

国自旅第４２３号
平成２９年３月３１日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局旅客課長

「民間団体等による旅客自動車運送（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の適正化に関する事業の推進について」の一部改正について

民間団体等による旅客自動車運送（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の適正化に関する事業の推進について」（平成２７年２月２０日付け国自旅第３２０号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

別添

国自旅第３２０号 平成２７年２月２０日 一部改正平成２９年３月３１日	国自旅第３２０号 平成２７年　２月２０日
各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿	各地方運輸局自動車交通部長　殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿
自動車局旅客課長	自動車局旅客課長
民間団体等による旅客自動車運送<u>（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）</u>の適正化に関する事業の推進について	民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進について
道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４３条の２に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化機関」という。）に対する指導助言、適正化機関との連絡等について、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。 なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。	道路運送法（昭和２６年法律第１８３号。以下「法」という。）第４３条の２に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関（以下「適正化機関」という。）に対する指導助言、適正化機関との連絡等について、下記のとおり留意事項を取りまとめたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。 なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。
記	記
１　適正化機関の指定等 （１）適正化機関の指定 適正化機関は、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、都道府県の区域ごとに、指定することができるものである。 指定に当たっては、法第４３条の３に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるかを審査し、法第３条第１号イ<u>及び</u>ハ<u>並びに</u>第２号に掲げる旅客自動車運送事業の種別ごとに指定する必要がある。 また、適正化機関の指定は、法施行規則第３４条の３に定められている指定の基準に適合しているものに対して行う必要があるので、法施行規則第３４条の２に定められた申請書及び申請書添付書類により審査することとされたい。	１　適正化機関の指定等 （１）適正化機関の指定 適正化機関は、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、都道府県の区域ごとに、指定することができるものである。 指定に当たっては、法第４３条の３に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるかを審査し、法第３条第１号イ<u>からハまで及び</u>第２号に掲げる旅客自動車運送事業の種別ごとに指定する必要がある。 また、適正化機関の指定は、法施行規則第３４条の３に定められている指定の基準に適合しているものに対して行う必要があるので、法施行規則第３４条の２に定められた申請書及び申請書添付書類により審査することとされたい。
（２）適正化機関の公示 適正化機関の指定をしたときは、法第４３条の２第２項により、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を	（２）適正化機関の公示 適正化機関の指定をしたときは、法第４３条の２第２項により、当該適正化機関の名称、住所及び事務所の所在地並びに当該指定に係る区域を

公示することとされているが、公示に当たっては、当該適正化機関が行う適正化事業の種別を明確にされたい。

2　適正化機関に対する指導助言

（1）適正化機関の組織及び運営方法

適正化事業を適確に実施するため、適正化機関の組織及び運営方法に関し、以下の事項について指導されたい。

① 適正化事業を適正かつ確実に実施するため、適正化機関の内部組織として、適正化事業実施本部を置くこと。

② 適正化事業実施本部に、適正化事業を統括する適正化事業実施本部長を置くこと。

③ 適正化事業実施本部長は、適正化機関の指定の申請を行う一般社団法人又は一般財団法人の役職員のうち、適正化事業を適確かつ公正に遂行・指導する能力のある者とすること。

④ 適正化事業実施本部には、適正化事業の実施に関する計画を円滑かつ適確に行うため、必要な人員を配置するとともに、能力ある人材の選任・育成を図ること。

⑤ 法第４３条の３第１号及び第２号に掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるための適正化事業指導員（以下「指導員」という。）は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他旅客自動車の輸送秩序の改善に関する知識等を有し、かつ、適正化事業を適確かつ公正に遂行できる者を選任すること。

⑥ 適正化機関が取得した個人情報その他の職務上知り得た情報の適正な取扱いは、業務の適切かつ円滑な遂行の重要な基盤であるとともに、社会的信頼に関わるものであることから、情報管理に関する規程を整備するとともに、これらの情報の安全管理のために、管理責任者の配置、個人情報等にアクセスすることが認められる者の範囲の限定等の必要かつ適切な措置を講じること。

⑦ 適正化事業に関する事項を定款、組織規程等に明記するとともに、適正化事業の実施に係る規程等を整備すること。

⑧ 適正化機関に係る経理、就業等について、規程等に定めるように努めること。

（2）適正化機関の中立性・透明性

適正化事業の健全な推進を図るため、適正化機関の中立性・透明性が確保されるよう適正化事業の実施状況等について、定期的に報告を求め、定期的に立入指導を行うなどにより、以下の事項について指導されたい。

① 適正化事業に係る組織・運営と他部門の組織・運営について、定款、規程等の整備などにより、明確に区分する措置を講じること。

② 適正化事業実施本部が、他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にするように努めること。

公示することとされているが、公示に当たっては、当該適正化機関が行う適正化事業の種別を明確にされたい。

2　適正化機関に対する指導助言

（1）適正化機関の組織及び運営方法

適正化事業を適確に実施するため、適正化機関の組織及び運営方法に関し、以下の事項について指導されたい。

① 適正化事業を適正かつ確実に実施するため、適正化機関の内部組織として、適正化事業実施本部を置くこと。

② 適正化事業実施本部に、適正化事業を統括する適正化事業実施本部長を置くこと。

③ 適正化事業実施本部長は、適正化機関の指定の申請を行う一般社団法人又は一般財団法人の役職員のうち、適正化事業を適確かつ公正に遂行・指導する能力のある者とすること。

④ 適正化事業実施本部には、適正化事業の実施に関する計画を円滑かつ適確に行うため、必要な人員を配置するとともに、能力ある人材の選任・育成を図ること。

⑤ 法第４３条の３第１号及び第２号に掲げる業務（以下「適正化事業指導業務」という。）を行わせるための適正化事業指導員（以下「指導員」という。）は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他旅客自動車の輸送秩序の改善に関する知識等を有し、かつ、適正化事業を適確かつ公正に遂行できる者を選任すること。

⑥ 適正化機関が取得した個人情報その他の職務上知り得た情報の適正な取扱いは、業務の適切かつ円滑な遂行の重要な基盤であるとともに、社会的信頼に関わるものであることから、情報管理に関する規程を整備するとともに、これらの情報の安全管理のために、管理責任者の配置、個人情報等にアクセスすることが認められる者の範囲の限定等の必要かつ適切な措置を講じること。

⑦ 適正化事業に関する事項を定款、組織規程等に明記するとともに、適正化事業の実施に係る規程等を整備すること。

⑧ 適正化機関に係る経理、就業等について、規程等に定めるように努めること。

（2）適正化機関の中立性・透明性

適正化事業の健全な推進を図るため、適正化機関の中立性・透明性が確保されるよう適正化事業の実施状況等について、定期的に報告を求め、定期的に立入指導を行うなどにより、以下の事項について指導されたい。

① 適正化事業に係る組織・運営と他部門の組織・運営について、定款、規程等の整備などにより、明確に区分する措置を講じること。

② 適正化事業実施本部が、他部門と事務室を共同使用している場合には、間仕切り、表示等によりその区分を明確にするように努めること。

なお、事務室区分の明確化については、適正化機関が適正化業務を遂行する上で、事業者又は第三者から明確に中立性・透明性が確保されていることについて、外形的に示すことを念頭に指導すること。 ③　旅客自動車運送事業者<u>（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。以下「事業者」という。以下同じ。）</u>及び利用者等からの苦情について、適正かつ円滑な処理が図られるよう、体制の整備、対応マニュアルの策定、適正な管理の確保等を図ること。 ④　公正かつ着実な指導、苦情処理等に対応可能な要員の確保を図ること。	なお、事務室区分の明確化については、適正化機関が適正化業務を遂行する上で、事業者又は第三者から明確に中立性・透明性が確保されていることについて、外形的に示すことを念頭に指導すること。 ③　旅客自動車運送事業者及び利用者等からの苦情について、適正かつ円滑な処理が図られるよう、体制の整備、対応マニュアルの策定、適正な管理の確保等を図ること。 ④　公正かつ着実な指導、苦情処理等に対応可能な要員の確保を図ること。
3　適正化事業指導業務の公正・着実な実施 適正化事業指導業務が公正・着実に実施されるよう、適正化指導業務に関し、以下の事項について指導されたい。 （1）指導対象事業者の選定 指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下、「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）の監査方針等との連携を十分に図るとともに、個々の事業者に対する適正化の指導の必要性を勘案した指導内容及び頻度とすること。 （2）指導における事業者評価 指導により事業者評価を行おうとする場合、明確な基準に基づき、均一化された判断により、厳正・公正になされるよう徹底を図るとともに、調査事項の確認状況、評価の判断理由等について記録するなど指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じること。 （3）適正化事業指導業務の厳正・公平な実施 適正化事業指導業務が厳正・公平に行われることによって、旅客自動車による事業の適正化が促進されることについて指導員自身の理解をさらに深めること等により、適正化事業指導業務における改善指導等の厳正な実施を図ること。	3　適正化事業指導業務の公正・着実な実施 適正化事業指導業務が公正・着実に実施されるよう、適正化指導業務に関し、以下の事項について指導されたい。 （1）指導対象事業者の選定 指導対象事業者を選定するに当たっては、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）及び運輸支局（運輸監理部を含む。以下、「地方運輸局及び運輸支局」を「地方運輸局等」という。）の監査方針等との連携を十分に図るとともに、個々の事業者に対する適正化の指導の必要性を勘案した指導内容及び頻度とすること。 （2）指導における事業者評価 指導により事業者評価を行おうとする場合、明確な基準に基づき、均一化された判断により、厳正・公正になされるよう徹底を図るとともに、調査事項の確認状況、評価の判断理由等について記録するなど指導時の事業者評価結果について説明に応じられる措置を講じること。 （3）適正化事業指導業務の厳正・公平な実施 適正化事業指導業務が厳正・公平に行われることによって、旅客自動車による事業の適正化が促進されることについて指導員自身の理解をさらに深めること等により、適正化事業指導業務における改善指導等の厳正な実施を図ること。
4　適正化事業の円滑な実施に向けた配慮 適正化機関との連携強化に当たっては、旅客自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるよう、以下の事項について配慮されたい。 （1）適正化事業の制度に関する周知 事業者に対し、適正化事業の制度に関する周知を行い、適正化機関から法第４３条の４第２項又は第４３条の５第１項の規定による文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の求めがあったときは、適切に対応するように指導すること。 （2）適正化事業への支援 適正化機関の指導に際し、協力依頼文書の発出等により、適正化事業が円	4　適正化事業の円滑な実施に向けた配慮 適正化機関との連携強化に当たっては、旅客自動車運送事業の適正化の効果が最大限発揮されるよう、以下の事項について配慮されたい。 （1）適正化事業の制度に関する周知 <u>旅客自動車運送</u>事業者に対し、適正化事業の制度に関する周知を行い、適正化機関から法第４３条の４第２項又は第４３条の５第１項の規定による文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の求めがあったときは、適切に対応するように指導すること。 （2）適正化事業への支援 適正化機関の指導に際し、協力依頼文書の発出等により、適正化事業が円滑に実施されるよう協力すること。

滑に実施されるよう協力すること。 なお、協力依頼文書を発出する場合は、指導の法的位置づけ等を明確にした内容とすること。	なお、協力依頼文書を発出する場合は、指導の法的位置づけ等を明確にした内容とすること。
5　適正化機関との連絡等 事業者への指導、監査等を効率的、効果的に推進するため、以下の事項に配意しつつ、適正化機関との連携を図られたい。	5　適正化機関との連絡等 事業者への指導、監査等を効率的、効果的に推進するため、以下の事項に配意しつつ、適正化機関との連携を図られたい。
（1）監査方針の周知等 地方運輸局等による監査、行政処分等が効率的かつ効果的に実施できるよう、適正化機関に対して監査方針及び行政処分等の基準の周知を図ること。 また、適正化事業の推進状況（指導結果、指導事項の改善状況等）等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。	（1）監査方針の周知等 地方運輸局等による監査、行政処分等が効率的かつ効果的に実施できるよう、適正化機関に対して監査方針及び行政処分等の基準の周知を図ること。 また、適正化事業の推進状況（指導結果、指導事項の改善状況等）等の情報については、定期的な報告を求め実態把握に努めること。
（2）適正化事業との連携 適正化機関の指導等によっても改善がなされないなどの悪質、違法性の著しい事業者が認められた場合には、監査方針及び行政処分等の基準に則り、迅速かつ厳正に措置すること。 また、指導の拒否、その他違法性の著しい事業者、あるいは、利用者等からの苦情が多い事業者については、必要に応じて相互に情報交換を行い、適切に対応すること。 なお、「自動車運送事業<u>（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）</u>の監査方針について」（平成２５年９月１７日付け国自安第１３７号、国自旅第２１７号、国自貨第５５号、国自整第１６１号）の記３．⑭に規定する「巡回指導」は、当分の間、巡回方式によらない指導も含むものとする。	（2）適正化事業との連携 適正化機関の指導等によっても改善がなされないなどの悪質、違法性の著しい事業者が認められた場合には、監査方針及び行政処分等の基準に則り、迅速かつ厳正に措置すること。 また、指導の拒否、その他違法性の著しい事業者、あるいは、利用者等からの苦情が多い事業者については、必要に応じて相互に情報交換を行い、適切に対応すること。 なお、「自動車運送事業の監査方針について」（平成２５年９月１７日付け国自安第１３７号、国自旅第２１７号、国自貨第５５号、国自整第１６１号）の記３．⑭に規定する「巡回指導」は、当分の間、巡回方式によらない指導も含むものとする。
（3）報告連絡体制の構築 法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者に対する指導、監査等の相互の連携の実行を挙げるため、適正化機関に対して必要な報告を求めるほか、適宜情報交換の機会を設けるなど報告連絡体制を構築すること。	（3）報告連絡体制の構築 法令違反の状況を踏まえて継続的に監視すべき事業者に対する指導、監査等の相互の連携の実行を挙げるため、適正化機関に対して必要な報告を求めるほか、適宜情報交換の機会を設けるなど報告連絡体制を構築すること。